号

杉 並 X 立 自 転 車 駐 車 場 条 例 の 部 を 改 正 す る 条

例

右 の 議 案 を 提 出 す る

平 成 + 八 年 月 + 日

提 出 者

杉

 $\overline{\times}$ 長

並

Щ

田

宏

杉 並 X 立 自 転 車 駐 車 場 条 例 の _ 部 を 改 正 す る 条

杉 亚 X 立 自 転 車 駐 車 場 条 例 $\overline{}$ 平 成 五 年 杉 並 \overline{X} 条 例 第 \equiv + 号 \smile の 部 を 次 の ょ う に 改 正

例

す る

第 条 中 第 \equiv 号 を 第 四 号 ح し、 第 号 を 第 Ξ 号 لح U 第 号 の 次 に 次 の 号 を 加 え る

原 動 機 付 自 転 車 道 路 交 通 法 第 条 第 項 第 + 号 に 規 定 す る 原 動 機 付 自 転 車 を しし う。

第 条 の 次 に 次 の _ 条 を 加 え る

駐 車 す る こ لح が で き る 車 両

第 $\overline{}$ 条 の 駐 車 場 に 駐 車 す る こ لح が で き る 車 両 は

る 駐 車 場 に お 11 て は 自 転 車 及 び 原 動 機 付 自 転 車 を 駐 車 す る こ لح が で き る。

自

転

車

لح

す

る。

た

だ

U

規

則

で

定

め

る。

第

兀

条

中

第

項

を

削

IJ

第

Ξ

項

を

第

項

ح

す

る。

別 表 第 を 次 の ょ う に 改 め

別表第二 (第四条関係)

三自転車駐車場	転車駐車場及び杉並区立荻窪北第駐車場、杉並区立下井草北第一自	駐車場、杉並区立下井草南自転車場、杉並区立浜田山北第二自転車二(杉並区立西荻窪東自転車駐車		掲げる駐車場を除く。) 周表第一に掲げる駐車場 (二に										駐車場の区分		
		進車		原重材介旨車耳	京功幾寸目云巨				車車						種別	
_ В	- 当	 肾	- 皆	[S]	- 皆	地下二階	地下一階	三 序	三 上 古	<u> </u>	- - - - -	_ βį	- 皆		階 数	
無	有	無	有	無	有			無	有	無	有	無	有	有無	相	屋 及)
三、000円	三、八〇〇円	一、五	九	三、八〇〇円	四、七〇〇円	一、一	二、一	九	一、一	一、七	二、一	一、九	三	月	定	使
八、六〇〇円	一〇、八〇〇円	四三円	五 四 円	一〇、八〇〇円	一三、四〇〇円	三一円	六	二、六	三一円	四八円	六	五 四 円	六、六	三月	期使	用
一四、四〇〇円	一八、二〇〇円	七二円	九 一 円	- 八、二〇〇円	二二、六〇〇円	五三円	一、一	四三円	五 三 円	八 二 円	一、一	九 一 円	一、	六月	用	料
- - - -		- Р	9	- C C P	_))				- P	9				- E 使 月	- 日 吏 月	

付記 額とし、原動機付自転車にあっては規定使用料から一月当たり四百円を減じた額とする。(六十五歳以上の者及び規則で定める学生が定期使用する場合の使用料は、自転車にあっては規定使用料から一月当たり二百円を減じた

附 則

1 こ の 条 例 は、 平 成 + 八 年 七 月 _ 日 以 下 _ 施 行 日 ح しし う。 か 5 施 行 す る。 た

次 項 の 規 定 は 公 布 の 日 か 5 施 行 す る。

2 こ の 条 例 に ょ る 改 正 後 の 杉 亚 X 立 自 転 車 駐 車 場 条 例 第

転 車 に 係 る 定 期 使 用 の 承 認 に 必 要 な 準 備 行 為 は 施 行 日 前 に お い て も 行 う こ ۲

条

の

に

規

定

す

る

原

動

機

付

自

だ

し、

が

で

ㅎ

る。

提 案 理 由

原 動 機 付 自 転 車 に 係 る 自 転 車 駐 車 場 の 使 用 料 を 定 め る 等 の 必 要 が あ る。

新条例	Ш	条	例
(定義)	(定義)		
第二条 この条例において、次の各号に掲げ	第二条 この条例	例において、	次の各号に掲げ
る用語の意義は、それぞれ当該各号に定め	る用語の意義は	は、それぞれ	当該各号に定め
るところによる。	るところによる	る。 。	
一略	略		
二 原動機付自転車 道路交通法第二条第			
一項第十号に規定する原動機付自転車を			
いう。			
三略	二 略		
四略	三 略		
(駐車することができる車両)			
第二条の二 駐車場に駐車することができる			
車両は、自転車とする。ただし、規則で定			
める駐車場においては、自転車及び原動機			
付自転車を駐車することができる。			

杉並区立自転車駐車場

· 条 例

の一部を改正する条例新旧対照表(抄)

2 第 (四 使 使 足用料等) 条 略 略

2|第四 3 額とする。 び規則で定める学生の使用料 うとする者のうち、 る 一 条 略 前 使 項 用料 の 略 規定に

から一

(使用料等)

か

かわらず、

定期

使

用し

ょ

六十五歳

以 上

の

も

の 及

は、

前

頃に定

月当たり二百円を減じた